避難実施要領パターン

令和2年度作成 富田林市

目 次

作成目	的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
(1)	共通パターン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2~4
(2)	緊急対処事態等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ~ 7
(3)	ゲリラ・特殊部隊による攻撃・・・・・・・・・・・・8	~ 1 0
(4)	弾道ミサイル攻撃(诵常弾頭) ・・・・・・・・・・・・ 1 °	1~12

1. 避難実施要領のパターンの作成目的

市内において武力攻撃事態や緊急対処事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、府及び市は、それぞれの国民保護計画に基づき、迅速かつ的確に避難の指示、避難誘導等を実施しなければならない。

そのため、市は、あらかじめ避難実施要領のパターンを準備しておくものとされていることから、以下4つのパターンについて作成したものである。

- (1) 共通パターン
- (2) 緊急対処事態等
- (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- (4) 弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭)

2. 避難実施要領に関する法律および基本指針の記述

《国民保護法第61条抜粋》

- 1 <u>市町村長</u>は、当該市町村の住民に対して避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、<u>直ちに、避難実施要領を定めなければならない。</u>
- 2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項
- 3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)、警察署長、海上保安部長等(政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。)及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

《国民の保護に関する基本指針の記載(P28・29 平成29年12月 抜粋)》

- 市(町村)は、関係機関(教育委員会など当該市(町村)の各執行機関、消防機関、府県、県警察、海上保安部等、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。(以下略)
- <u>市(町村)は</u>、当該市(町村)の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。(以下略)

【共通パターン】

●●年●●月●●日 ●●時 富田林市長

避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

・避難を必要とする事態の状況等

2 避難の方法

- ・要避難地域の対象住民(地区)、集合場所
- ・避難の開始、終了時間
- 避難先
- ・避難のための運送手段

※避難誘導の方法については、各現場における警察、消防、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が変化し、避難措置の指示及び避難の内容に変更が生じた場合には、本要領についても併せて修正する。

3 避難住民の誘導

- (1) 市の体制、職員の配置
 - ア 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置
 - ・●●年●●月●●日 ●●時●●分 市対策本部の設置富田林市消防庁舎 5階【連絡先(電話番号):0721-25-1000】
 - ・現地対策本部等を設置する場合は、設置時期、場所等
 - イ 市の体制、職員の配置
 - ・各部局の役割
 - ・住民の避難誘導にあたる職員及び消防団員の派遣の時期、場所等

(2) 避難住民の誘導に係る調整

- ア 職員間の連絡手段
 - ・職員間の連絡方法、連絡先
- イ 関係機関との調整方法
 - ・関係機関の連絡先
- ① 富田林警察署 0721-25-1234
- ② 消防本部 0721-23-0119
- ③ 陸上自衛隊第37普通科連隊 0725-41-0090

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ・防災行政無線、市広報車や消防車両等、ウェブサイト、SNS等あらゆる手段を活用して伝達する。
- ・上記と並行し、町会・自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等に電話、FAX 等により、住民への伝達を依頼する。
- ・避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係 者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- ・近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ・報道機関等に対し、避難実施要領の内容を提供する
- ・避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者支援プラン等を活用して、特に迅速な伝達を心がける
- ・外国人市民など、日本語に不慣れな人に対しては、国際交流協会等と連携し、語学に堪能な 誘導員を窓口として配置する。

(4) 一時集合場所への移動

- ・一時集合場所への住民の避難は、健常者は徒歩により行う。
- ・自力避難困難者の避難については、避難行動要支援者支援プラン等に沿って必要な対応を行 う。

(5) 指定避難施設等への移動

- ・指定避難所等を開設した場合は、関係機関や要避難地域所在の住民に伝達する。
- ・避難者の状態に応じて、関係機関等と連携した支援を行う。

4 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導に当たる職員及び消防団員は、防災服・活動服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電 話、身分証明書等を携行すること。
- ・誘導その他の行動に当たっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住 民及び誘導員(自分自身含む)の安全を確保した上で、必要に応じて警告、指示を行い、警 察等に通報すること。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子等を着用すること。
- ・パスポートや運転免許証等の身分証明書を必ず携行するとともに、非常持ち出し品を持参すること。

- ・爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。
- ・テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
- ・一時集合場所までの移動に際しては、隣近所の人に声をかけて行動すること。
- ・要避難地域以外の住民は、外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族 との連絡手段を確保しておくこと。

(3)安全の確保

- ・避難誘導に当たる職員及び消防団員の派遣に当たっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認 し、必要に応じて、関係機関と連携を図る。
- ・生物剤又は化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導に当たる職員に防護服を着 用させる。

また、危険区域外において除染後、誘導を実施し、二次被害を防止する。

【緊急対処事態等】

●●年●●月●●日 ●●時 富田林市長

避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、●●地域における爆発について、化学剤(○○剤と推定される。)が用いられた可能性が高いとして警報を発令し、爆発地域の●●及びその周辺の●●地域及びその風下となる● ●地域を要避難地域、●●市、●●町を避難先地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、関係自治体へ避難の指示を行った。

2 避難の方法

市は、屋内への退避の指示をしていた要避難地域の住民約○○名について、直ちに一時集合場所である○○及び○○に集合させる。

残存する要避難地域内の住民については、警察による当該地域の安全確認が為された後、NBC 防護機器を有する消防機関に伝達を依頼する。また、NBC防護機器を有する府警察や、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊に、住民の避難誘導を要請する。

一時集合場所では、住民を個別に確認し、避難者リストを作成する。

3 避難住民の誘導

- (1) 市の体制、職員の配置
 - ア 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置
 - ・●●年●●月●●日 ●●時●●分 市対策本部の設置富田林市消防庁舎 5階【連絡先(電話番号):0721-25-1000】
 - ・現地対策本部等を設置する場合は、設置時期、場所等
 - イ 市の体制、職員の配置

爆発が発生した地区周辺に職員を派遣するときは、安全を確認後、現地消防指揮者と調整し、消防指揮所内に現地調整所を設置し、現地で活動する府警察、自衛隊等との情報共有及び連絡調整に当たらせる。

(2) 避難住民の誘導に係る調整

- ア 職員間の連絡手段
 - ・職員間の連絡方法、連絡先
- イ 関係機関との調整方法
 - ・関係機関の連絡先
- ① 富田林警察署 0721-25-1234

- ② 消防本部 0721-23-0119
- ③ 陸上自衛隊第37普通科連隊 0725-41-0090

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ・防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容 を伝達する。また、対象地域外の住民全般にも、防災行政無線や広報車、ウェブサイトやS NS等あらゆる手段を活用して、事態の状況を伝達する。
- ・上記と並行し、避難実施要領について、町会・自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等に電話、FAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ・避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係 者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- ・近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ・報道機関等に対し、避難実施要領の内容を提供する
- ・避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者支援プラン等を活用して、特に迅速な伝達を心がける
- ・外国人市民など、日本語に不慣れな人に対しては、国際交流協会等と連携し、語学に堪能な 誘導員を窓口として配置する。

(4) 避難施設の開設等

- ・指定避難所等を臨時避難施設として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、府と調整して、当該避難施設における専門医やDMAT(災害派遣医療チーム) 等による医療救護活動の調整を行う。
- ・市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難施設におけるNBC等災害への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、府、医療機関と調整を行う。
- ・避難施設における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入れ先 となる医療機関について府と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関 における受入れ調整を行う。
 - ※避難施設における救護に関する活動は、府と調整して行う。

4 避難の実施に必要な事項

(1)誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導に当たる職員及び消防団員は、防災服・活動服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電 話、身分証明書等を携行すること。
- ・誘導その他の行動に当たっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住 民及び誘導員(自分自身含む)の安全を確保した上で、必要に応じて警告、指示を行い、警

察等に通報すること。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子等を着用すること。
- ・パスポートや運転免許証等の身分証明書を必ず携行するとともに、非常持ち出し品を持参すること。
- ・爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。
- ・テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
- ・一時集合場所までの移動に際しては、隣近所の人に声をかけて行動すること。
- ・要避難地域以外の住民は、外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族 との連絡手段を確保しておくこと。

(3) 安全の確保

市職員においては、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

●●年●●月●●日 ●●時 富田林市長

避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、市内において武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえて警報を発令 し、市●●地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、関係自治体へ避難の指示を行った。

2 避難の方法

市は、○○地区のA・B・C地区住民約※※名を、本日◎◎時◎◎分を目途に各地区の一時集合場所である△△センター(又は小学校等)に集合させた後、同◎◎時◎◎分以降、市車両及び●●交通株式会社の大型バスにより、■■市町村■■体育館及び■■市民センター(■■は近隣市町村等)へ避難させる。

△△センターまでの避難は徒歩によるものとし、自家用車等の使用は、避難に介護を要する者と その介護者に限定するものとする。

3 避難住民の誘導

(1) 市の体制、職員の配置

- ア 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置
 - ・●●年●●月●●日 ●●時●●分 市対策本部の設置富田林市消防庁舎 5階【連絡先(電話番号):0721-25-1000】
 - ・現地対策本部等を設置する場合は、設置時期、場所等

イ 市の体制、職員の配置

市職員各●●名を△△センター、避難先の■■市町村■■体育館及び■■市民センターへ派遣する。

なお、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡調整員として職員を派遣する。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

ウ 避難経路への職員配置

避難経路に職員を配置する。職員は各種連絡調整に当たる。 また、各地区における避難開始、終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

攻撃の発生した地区周辺に職員を派遣するときは、安全を確認後、現地消防指揮者と調整 し、消防指揮所内に現地調整所を設置し、現地で活動する府警察、自衛隊等との情報共有及 び連絡調整を行う。 また、連絡調整会議を定時又は随時に開催し、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

才 避難経路

例:国道〇〇号(予備として府道〇〇号及び〇〇号を使用) ※バス等の輸送手段の確保については基本的に府が行う。

(2) 避難住民の誘導に係る調整

ア 職員間の連絡手段

・職員間の連絡方法、連絡先

イ 関係機関との調整方法

- ・関係機関の連絡先
- ① 富田林警察署 0721-25-1234
- ② 消防本部 0721-23-0119
- ③ 陸上自衛隊第37普通科連隊 0725-41-0090

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ・防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。また、対象地域外の住民全般にも、防災行政無線や広報車、ウェブサイトやSNS等あらゆる手段を活用して、事態の状況を伝達する。
- ・上記と並行し、町会・自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等に電話、FAX 等により、住民への伝達を依頼する。
- ・避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係 者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- ・近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ・報道機関等に対し、避難実施要領の内容を提供する
- ・避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者支援プラン等を活用して、特に迅速な伝達を心がける
- ・外国人市民など、日本語に不慣れな人に対しては、国際交流協会等をと連携し、語学に堪能 な誘導員を窓口として配置する。

(4) 一時集合場所への移動

- ・一時集合場所への住民の避難は、健常者は徒歩により行う。自家用車については、健常者は 使用しないように周知する。
- ・市職員(消防職員含む)は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ・市は、自力避難困難者の避難を適切に行う。

(5) 避難誘導の終了

- ・市職員及び消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留 者については、特別な事由がない限り、避難を行うよう促す。
- ・避難誘導は、●●時●●分までに終了する。
- 4 避難の実施に必要な事項(※共通パターンと同様)

●●年●●月●●日 ●●時 富田林市長

避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、屋内への避難措置を行った。

知事は、関係自治体へ避難の指示を行った。

2 避難の方法

市は、広報車やその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

3 避難住民の誘導

- (1) 市の体制、職員の配置
 - ア 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置
 - ・●●年●●月●●日 ●●時●●分 市対策本部の設置富田林市消防庁舎 5階【連絡先(電話番号):0721-25-1000】
 - イ 市の体制、職員の配置

被害が発生した場合の避難、救援及び災害対処のための準備体制を整える。また、避難住民の誘導のため、必要な場所に職員を配置する。

(2) 避難住民の誘導に係る調整

- ア 職員間の連絡手段
 - ・職員間の連絡方法、連絡先
- イ 関係機関との調整方法
 - ・関係機関の連絡先
- ① 富田林警察署 0721-25-1234
- ② 消防本部 0721-23-0119
- ③ 陸上自衛隊第37普通科連隊 0725-41-0090

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ・弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾する。
- ・ミサイルが市に落下する可能性がある場合は、Jアラート等を活用して、防災行政無線でサイレン音とメッセージを流すほか、緊急速報メール等により住民への伝達を行う。

(4) 避難施設等への誘導

- ・住民が屋外にいる場合は、状況に応じてコンクリート造りの堅牢な建物等に避難するよう誘導 する。
- ・住民が屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動するよう誘導 又は周知する。

4 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導に当たる職員及び消防団員は、防災服・活動服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電 話、身分証明書等を携行すること。
- ・誘導その他の行動に当たっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住民 及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じて警告、指示を行い、警察等に通報すること。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・実際に弾道ミサイルが発射され、警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内へ避難できるように、あらかじめ個々人がとるべき対応を周知徹底する(その際、コンクリート造りの堅牢な建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで窓を目張りする等、外気を遮断した状態にするよう周知する)。
- ・車両内にいる人に対しては、可能な限り、避難に支障を生じさせない場所へ車両を移動させて 停車する、やむを得ず道路に停めて避難するときも、道路の左端に沿って駐車する等、緊急車 両の通行の妨げにならないよう周知する。
- ・屋外では、可能な限り、コンクリート造りの堅牢な建物や地下街等に避難すること、余裕がない場合は、何らかの遮へい物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建物の下は避ける)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。
- ・住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意するよう周知する。また、防災行政無線や広報車、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報の収集に努めるよう周知する。

(3)安全の確保

- ・避難誘導に当たる職員及び消防団員の派遣に当たっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認 し、必要に応じて、関係機関と連携を図る。
- ・生物剤又は化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導に当たる職員に防護服を着用 させる。また、危険区域外において除染後、誘導を実施し、二次被害を防止する。